

事務連絡
令和7年12月26日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する
Q&A（12/26版）について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、別添のとおりQ&A（12/26版）を作成しましたので、ご参考と
していただけますようお願いいたします。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
1 補助対象 サービス種別	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。		補助対象に含まれない。
2 補助対象 サービス種別	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。		補助対象に含まれない。
3 補助対象 サービス種別	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。		補助対象に含まれる。
4 補助対象 サービス種別	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合であっても、補助対象に含まれるのか。		補助対象に含まれない。 補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となる。 なお、その場合、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所として判断して差し支えない。
5 補助対象 サービス種別	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるのか		補助対象に含まれる。
6 補助対象 サービス種別	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。		補助対象に含まれない。
7 補助対象 サービス種別	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。		補助対象に含まれる。1事業所あたり20万円を上限に補助される。
8 補助対象 サービス種別	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。		施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とならない。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはない。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
9	補助対象 サービス 種別	国から示された目安額の範囲内で事業実施できるよう、自治体独自に補助対象のサービス種別を限定することは可能か。 (例:通所介護は対象外、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助対象のサービス種別を限定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、各種介護事業所等への支援として必要と考える範囲として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
10	補助対象 サービス 種別	補助対象外のサービス種別を、県の判断で追加することは可能か。 (例:居宅療養管理指導を補助対象に加える、など)	本補助金の対象に加えることはできない。ただし、都道府県独自補助又は重点支援交付金で実施することは可能と考える。
11	補助対象 サービス 種別	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでよいか。	お見込みのとおり。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定している。 なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、一つの事業所として補助対象とされたい。
12	補助対象 サービス 種別	施設の定員については令和7年4月1日を基準とする、事業所について令和7年9月提供分の事業所データを提供するとあるが、それ以降に開設した施設等は、都道府県で確認を行った上で補助対象として差し支えないか。 その場合、訪問介護事業所や通所介護事業所の訪問回数や利用延べ人数はどのように判断したらよいか。	お見込みのとおり。都道府県で新設等の状況を確認を行った上で補助対象として差し支えない。 なお、その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、事業所から開設後から申請時までの報酬請求実績等の提出を求めた上で、判断をされたい。
13	補助対象 サービス 種別	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数について、規模別リストを提供するとあるが、都道府県から各事業所へ当該事業所の規模を伝えてよいか。また、該当する事業所規模について、リスト上の規模と事業所側の認識に齟齬があった場合には、どのように対処したらよいか。	リスト上の規模について都道府県から各事業所に伝えて差し支えない。また、もし事業所の認識との齟齬があるとの意見があった場合、当該事業所の請求データの提出等を求めた上で確認をいただきたい。その上で、リストの区分に疑義がある場合は都道府県から厚生労働省まで問い合わせをいただくようお願いする。
14	補助対象 サービス 種別	訪問介護事業所について、同一建物減算の算定の有無はどのように確認したらよいか。	訪問介護事業所のリストについて、同一建物減算の有無と、延べ訪問回数の情報を含めて提供することとしている。
15	補助単価	各サービス毎の補助単価の金額設定の考え方如何	本補助事業の補助単価については、介護事業所・施設における物件費にかかる物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るために必要な物品等の購入するにあたり必要となる金額として設定したものである。 また、訪問・送迎による移動距離が長い訪問介護や事業規模が様々な通所介護については、物価上昇による影響も踏まえ単価差を設けたものである。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
16	補助単価	補助の下限を設けることは可能か。 (例:設備・備品の購入費用の合計金額が1万円未満の場合は補助対象外、など)	可能である。
17	補助単価	国から示された目安額の範囲内で実施できるよう、自治体独自に補助上限を低くすることは可能か。 (例:訪問事業所1事業所あたり補助上限を10万円、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助上限額を低く設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、介護事業所等への支援として必要と考える金額として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
18	補助単価	コロナ禍の際に実施されたサービス継続支援事業費補助金においては、事業所からの申請について、国の承認があれば補助上限額を超えた交付決定が可能であったが、本補助金において、そうした取扱は想定されているか。	本補助金においては、個別の事情により補助上限単価を増額することは予定していない。
19	補助対象 経費	補助対象外経費を、都道府県独自に設定することは可能か。 (例:ガソリン代は補助対象外、など)	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助対象外経費を設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、各種介護事業所等への支援として必要と考える範囲として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
20	補助対象 経費	推奨メニュー、都道府県独自に設定することは可能か。	事業の実施要綱等の範囲内で推奨メニューを設定することは可能である。
21	補助対象 経費	今後、補助対象経費について具体的に示されるのか。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、国において、補助対象経費を限定列挙することは考えていない。 ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めないものとする。 また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めないものとする。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
22	補助対象 経費	重点支援交付金の使途と本補助金の対象経費について重複することについて問題はないか。また、重複等をさけるため、都道府県について、重点支援交付金と本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えないか。	補助対象経費の範囲としては重複するとしても、実際に各施設等で物品購入を行った際に、複数の補助金等の実績として申請するなど財源が重複していなければ、本補助金の執行上、問題はない。 なお、上記のような財源の重複等を避ける観点から、各都道府県の判断により、重点支援交付金の使途と、本補助金の対象経費の区分を行っても差し支えない。
23	補助対象 経費	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり。なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することは想定されない。
24	補助対象 経費	移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	国として期間を限定することは考えていない。ただし、予算の繰越等の事務の関係上、本年度内に補助した場合は、本年度内に事業完了する必要があるので留意されたい。 また、都道府県の補助金執行業務の都合上、申請期限や事業実施の期間の期限を設けることは差し支えない。
25	補助対象 経費	移動に伴い必要となる費用として燃料費を対象とする場合、一律に定額で支出する取扱は可能か。	当該事業所の実状に応じた支援を行う観点から、本補助金においては、燃料費について一律に定額を支出する取扱は想定していない。
26	補助対象 経費	過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。 (例:令和7年4月1日以降に購入した物品を補助対象にする、など)	過去に購入した物品を補助対象にすることは認められない。
27	補助対象 経費	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由如何。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としている。 複数の物品を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助して差し支えない。
28	補助対象 経費	歳出科目の考え方如何。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であることから、交付要綱の対象経費は補助金及び交付金として整理している。
29	補助方法	物品購入について、概算払いを想定しているのか。 概算払いの場合、見積書の精査などに時間がかかるほか、施設等からの返還事務も発生することが見込まれるため精算交付を行うこととしてもよいか。	執行スケジュールのイメージについては、施設等に対して、なるべく早期に交付が行われるよう概算払いをイメージして作成しているが、都道府県の判断により精算払いを行うことも可能である。 ただし、精算払いを行ふ場合でも、早期の交付決定によって施設等における事業実施が早めたり、精算書類の確認等を迅速化すること等により早期の資金交付に努められたい。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
30	補助方法	精算払いを行なう場合、施設等からの申請は、購入予定品目や購入予定額など簡素なものとしてもよいか。	各施設等における申請事務の負担軽減にも配慮し、申請書類は可能な限り簡素なものとされたい。 なお、各施設等からの申請書類様式の例は、おってお示しすることとしているので事務手続において参照されたい。
31	重点支援交付金との関係	重点支援交付金による支援と、本事業による支援の関係性如何	令和7年11月28日付けの事務連絡で示しているとおり、本事業と重点支援交付金による支援は事業の趣旨が異なっており、双方を実施することも可能としている。厚生労働省としては、双方の事業の枠組みを活用し、介護事業所や施設に対する支援を強力に実施していただきたいと考えている。
32	重点支援交付金との関係	地方負担分（1/4）に重点支援交付金を充てることは可能か。	本事業の地方負担分については、普通交付税の算定基礎として含まれていること、また、重点支援交付金については、自治体が単独で行なう事業について交付対象にしていることから、重点支援交付金を本事業の地方負担分に充当することは認められない。
33	重点支援交付金との関係	重点支援交付金による支援と、本事業による支援を組み合わせて一体的に交付することは可能か。	重点支援交付金は、自治体が単独で行なう事業について交付対象とするものであり、重点支援交付金と本補助金の財源をあわせて一本の補助金とするといったことはできないが、重点支援交付金による支援と本補助金による支援について、それぞれの補助金において経理上の区分を行う形であれば、両者の支援を組み合わせて一体的に交付することは可能である。
34	重点支援交付金との関係	これまで多くの自治体において重点支援交付金による支援を実施してきたが、今回、別途補助金による支援を行うこととした理由はどのようなか。	重点支援地方交付金による介護事業所への支援については、自治体によって実施の有無やその範囲がそれぞれであり、事業所に対して十分な支援が行われていない場合があるとの声もあり、厚生労働省としても介護施設等にきめ補正予算に本補助金を計上し、双方の事業の枠組みを活用して、介護施設等に対する支援を強力に行なうこととしたものである。
35	重点支援交付金との関係	本事業に相当する支援を重点支援交付金で実施することとした場合、本事業は実施しない又は一部を実施しないことは可能か。	厚生労働省としては、双方の事業の枠組みをそれぞれ活用して、介護事業所・施設への支援を強力に実施していただきたいが、重点支援交付金により本補助金に相当する以上の支援を行なっている場合など、本補助金を活用した事業を実施しない又は一部を実施しない（単価や対象範囲の変更）ことも、都道府県の判断により、あり得ると考えている。
36	目安額	国から示された目安額は、どのように算定されているのか。	先に提示した目安額については、これまでの類似の補助金の申請率等を踏まえ、各都道府県における一次申請・交付に必要になる額として提示したものである。今後、各都道府県による事業の実施状況を踏まえて予算の範囲内で追加額の提示も予定している。

12/26発出版 【Q&A集】介護事業所等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
37	目安額	目安額について、今後、追加交付はあるか。	今回提示した目安額（交付申請額）については、予算額に一定の率を乗じており、留保額があるため、追加交付を実施する予定である。 なお、追加交付の目安額や時期については、執行状況をみながら検討する。
38	目安額	全ての施設・事業所に交付可能な額が、追加交付されるのか。	今回の補正予算においては、事業の実施状況や申請率等を勘案した上で、実際の交付に必要と見込まれる額について予算計上しているものである。 また、本補助金は、負担金ではなく、予算の範囲内で補助をするものであるため、予算額が不足した場合の財源補填について約束されるものではない。
39	地方負担	本補助金について、なぜ10/10ではなく、国3/4、都道府県1/4負担となった理由を示されたい。	各地域の介護サービス提供体制の確保については、それぞれの都道府県においても一定の責任を負っており、その費用についても一定割合を負担していただくべきものと考えている。 なお、通常、介護人材確保など医療介護総合確保基金に基づく支援については、国と都道府県の負担割合を2:1としているところ、本補助金においては、事業所支援の着実な実施を図る観点から、3:1の高率の負担割合を設定したものである。
40	地方負担	地方負担分は、地方交付税措置されるのか。	地方負担額については地方交付税総額に加算して増額交付する措置が講じられている。

12/26発出版 【Q&A集】介護施設等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
1	補助単価	定員1人あたり1.8万円という補助上限額の考え方如何。	定員1人あたり1,8万円（※）は、令和7年概況調査（R6年度時点の調査）において、介護保険施設における食費が、現行の基準費用額と比較して、入所者1人1日あたり100円高くなっていることを踏まえ、緊急的な支援の一時金（6か月分）として設定。
2	補助単価	1定員あたりの金額を示されているが、当県ではこれまでの物価高騰対策交付金において、定員数1～19、20～39・・・のように区分を設け、その区分ごとに金額を一律に設定して交付してきた。この事業においても同様の考え方を用いてもよいか。その場合、補助金全体額が定員数×1.8万円とは異なる金額となる。（実際の交付額は定員数×1.8万円を下回る設計となる）	本補助金は、都道府県が実施する事業に国が補助するものであり、制度的には、事業の実施要綱等の範囲内で自治体独自に補助上限額を低く設定することは可能であるが、厚生労働省としては、今回の経済対策・補正において、従前の重点支援交付金とは別に、介護施設等への支援として必要と考える金額として措置したという趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。
3	補助対象 経費	補助対象施設の選定理由如何。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としている。
4	補助対象 経費	公立の介護施設も補助対象施設となるのか。	対象として差し支えない。
5	補助対象 経費	施設の定員数の基準日はいつか。	令和7年4月1日。
6	補助対象 経費	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定しているのか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられる。
7	補助対象 経費	セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している施設も対象となるか。	対象として差し支えない。
8	補助対象 経費	都道府県事務費から人件費（事務員を雇う）を出すことはできるか。	可能である。
9	補助対象 経費	本事業の対象期間の定めはあるか。	対象期間は定めていない。
10	補助対象 経費	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいか。	施設職員の賃金に充てることはできない。 基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えない。
11	補助対象 経費	定員1人あたり1.8万円の補助上限額となるが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はないと考えている。
12	補助対象 経費	食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いか。	事業者が負担する額を補助するという考え方で差し支えない。
13	補助方法	「介護施設等に対するサービス継続支援事業」について、「実施要綱案別添2」において「定員数（は令和7年4月1日時点の定員数）とされているが、執行する際は各都道府県の執行時期に準じた時点を設定してよいか。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。

12/26発出版 【Q&A集】介護施設等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
14	補助方法	施設・事業所から県への交付申請様式等については、国が示す予定はあるか。	今後、示す予定である。
15	補助方法	補助対象6施設全てで、重点支援交付金を活用することも可能か。	可能である。
16	補助方法	新規事業の不足額を見込み勘案の上、例えば、新規事業は介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院の3施設、短期入所生活介護・養護老人ホーム・軽費老人ホームの3施設を重点支援交付金の事業として区分けして事業執行することは可能か。	可能である。
17	補助方法	要綱中の表において、介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているとあるが、審査時に煩雑となるため、4月1日や12月1日を基準としたいが、都道府県において個別に設定してよいか。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員としている。
18	補助方法	事務費について、補助金業務と、交付金業務で会計年度任用職員を1人雇用した場合に、事業量によって按分して精算することは可能でしょうか。	重点支援交付金による支援と本補助金による支援について、それぞれの補助金において経理上の区分を行うことにより可能と考える。
19	補助方法	介護施設に対する支援について、定額補助、定員に応じた補助というのは必須の条件になりますでしょうか。	定額補助ではなく、補助上限額を定めている。 定員に応じた補助ではなく、例えば、入所者数で補助することも可能と考えられる。
20	補助方法	本省繰越して、令和8年度の執行を考えているか。	令和7年度補正予算において措置した予算であることから、基本的には令和7年度中の執行（介護事業所・施設等への着金）を考えている。 管内の介護施設等の事情を勘案して、翌年度中に支払いを済ませることが望ましい場合はこの限りではない。
21	補助方法	補助対象は定員数で設定されているが、例えば、入所者数が常時届出定員数の70%以下の施設等について、定員の70%相当の補助としても差し支えないか。	差し支えない。 なお、定員数1人あたりと設定したことについては、 <ul style="list-style-type: none">・予算編成過程で把握しやすいことに加え、・予算執行過程においては自治体負担を軽減し、速やかに介護施設等に補助金を届けることを念頭に設定したものである。
22	補助方法	都道府県から介護施設への支払いはいつまでに完了すればよいか。	介護施設の厳しい経営状況に鑑みて、緊急的な措置として令和7年度補正予算で実施する事業であることから、令和7年度中に介護施設への支払いを完了していただきたい。 ただし、管内の介護施設の事情を勘案して、翌年度中に支払いを済ませることが望ましい場合はこの限りではない。
23	補助方法	概算払いは可能か。	可能である。
24	補助方法	国庫補助額の内示前に事務委託の契約を進めてよい。 (県の予算措置後)	県の判断で実施して差し支えない。
25	補助方法	本事業の執行にあたり各施設において食事提供に係る経費が基準費用額を上回っていること確認する必要はあるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として補助するものであり、基準費用額等と関連づける必要は無い。

12/26発出版 【Q&A集】介護施設等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
26	重点支援交付金との関係	令和7年11月28日事務連絡「「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について」において、両方を実施することが可能と示されたが、同じ食材料費に対する支援で重複してもよいのか。	介護施設等の経営状況は、今般の経営状況概況調査においても赤字であり、米価をはじめとする物価上昇の影響は食費に関して極めて深刻な影響を与えていると認識している。 本事業は、一般的な物価対応として対応することが難しい事情を踏まえつつ、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、緊急的な支援として、食料品等の購入費等に対する補助を行うもの。 このため、現行の重点支援交付金だけではなく、介護サービスに特化したきめ細かな継続支援を行う必要があると考えており、双方の事業の枠組みを活用し、支援を強力に実施するものである。 本事業は緊急的な支援の一時金として、重点支援交付金は地域の実情に応じた足下の物価高騰への対策として、双方を活用いただきたい。
27	重点支援交付金との関係	本事業と重点支援地方交付金の使い分けについて、国はどのように考えているのか。	・本事業は緊急的な一時金として、食事提供というサービス継続に必要と見込まれる額を措置するものであり、重点支援地方交付金において、さらに地域の実情に応じた個別の事情がある場合には個々の事情に応じた支援メニューを活用すること等を検討いただきたい。 ・例えば、地域の実情に応じて足下の物価上昇に対応するための重点支援地方交付金と本事業による補助金を組み合わせて支援を実施することが可能と考えられる。
28	重点支援交付金との関係	本事業と重点支援地方交付金の使い分けについて、補助対象6施設のうち、4施設については補助金で対応し、2施設については重点支援地方交付金を活用することは可能か。	可能と考えられる。
29	重点支援交付金との関係	重点支援地方交付金による支援と、本事業による支援を組み合わせて一体的に交付することは可能か。	重点支援交付金は、自治体が単独で行う事業について交付対象とするものであり、重点支援交付金と本補助金の財源をあわせて一本の補助金とするといったことはできないが、重点支援交付金による支援と本補助金による支援について、それぞれの補助金において経理上の区分を行う形であれば、両者の支援を組み合わせて一体的に交付することは可能である。
30	重点支援交付金との関係	多くの自治体がこれまで交付金を活用して食材料費を補助をしてきており、今回もその予定で各県動いていたはずだが、なぜ今回ののみ補助金を設けたのか。	介護施設等の経営状況は、今般の経営状況概況調査においても赤字であり、米価をはじめとする物価上昇の影響は食費に関して極めて深刻な影響を与えていると認識している。 本事業は、一般的な物価対応として対応することが難しい事情を踏まえつつ、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、緊急的な支援として、食料品等の購入費等に対する補助を行うもの。 このため、現行の重点支援交付金だけではなく、介護サービスに特化したきめ細かな継続支援を行う必要があると考えており、双方の事業の枠組みを活用し、支援を強力に実施するものである。 本事業は緊急的な支援の一時金として、重点支援交付金は地域の実情に応じた足下の物価高騰への対策として、双方を活用いただきたい。

12/26発出版 【Q&A集】介護施設等に対するサービス継続支援事業

		質問内容	回答
31	目安額	国から示された目安額は、どのように算出されているのか。今後、追加交付があるのか。	今回提示した目安額（交付申請額）については、予算額に一定の率を乗じており、留保額があるため、追加交付を実施する予定である。 なお、追加交付の目安額や時期については、執行状況をみながら検討する。
32	目安額	目安額に事務費は含まれているのか。	含まれていない。
33	目安額	令和7年11月28日事務連絡「令和7年度補正予算案における「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業」、「介護事業書等に対するサービス継続支援事業」、「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の早期予算化について（要請）」の別添2で示された目安額はどのように積算しているか。	先に提示した目安額については、これまでの類似の補助金の申請率等を踏まえ、各都道府県における一次申請・交付に必要になる額として提示したものである。今後、各都道府県による事業の実施状況を踏まえて予算の範囲内で追加額の提示も予定している。
34	申請事務	政令市、中核市の介護施設への支援は、都道府県が取りまとめるのか。	お見込みのとおり。
35	実績報告	年度内に事業を完了する場合、都道府県から施設・事業所への補助金の交付は令和8年3月中に実施することが必須であると考えているが、施設・事業所から都道府県への実績報告について、年度を超えて受付をすることが可能か。	実績報告は交付要綱に記載のとおり。

12/26発出版 【Q&A集】共通事務手続等関係

		質問内容	回答
1	補助金交付	国から都道府県への交付決定は、既に示された目安額で行われる予定と考えてよい。か。	ご認識のとおり。1月上旬以降に、国から都道府県に対して、既に示した目安額で内示通知を発出する予定である。その後、当該目安額にて都道府県から申請書を提出いただき、交付決定を行う予定としている。
2	補助金交付	追加交付決定（国庫）では不足すると見込まれる分の財源全額を補てんしてもらえるのか？令和7年度補正予算の金額では各都道府県で事業者からの申請が殺到した場合、予算不足が想定されるが、追加の予算措置はあるのか。	今回の補正予算においては、事業の実施状況や申請率等を勘案した上で、実際の交付に必要と見込まれる額について予算計上しているものである。 また今回お示ししている目安額については、全体の予算のうち、都道府県における一次申請・交付決定に必要と思われる額について示したものであり、今後、各都道府県の事業実施状況を踏まえ、予算の範囲内で、追加の目安額の提示を行うこととしている。
3	補助金交付	施設等の申請状況によっては、全ての申請事業者に対して交付できない事態が想定されるが、重点支援交付金を不足分に充当することは可能なのか。またもし予算が不足する場合、現時点での予算額の上限に達し次第、事業の一時休止（受付の中断）をすることを想定しているのか、もしくは、補助上限額を減らして申請事業者全てに交付することを想定しているのか。	重点支援交付金は各自治体の単独事業について交付の対象としており、本補助金の不足分に直接充当することはできない。一方、都道府県によって、重点支援交付金での支援措置により本補助金に相当する以上の支援を行っている場合や、重点支援交付金の支援措置と本補助金を組み合わせて一定の水準以上の措置となる場合などでは、本補助金の上限額を減らして事業を実施する場合も想定されるところである。 また、予算の範囲で実施する事業であることから、予算額の上限に達し次第、受付の停止・中断等が行われることも想定される。
4	補助金交付	目安額について、今後、追加交付はあるのか	今回提示した目安額（交付申請額）については、予算額に一定の率を乗じており、留保額があるため、追加交付を実施する予定である。 なお、追加交付の目安額や時期については、執行状況をみながら検討する。
5	補助金交付	予算の範囲内で追加交付が行われる予定とされているが、国においては、予算が不足した場合、追加の予算措置が行われる予定はあるか。	現時点では予定していない。
6	補助金交付	実際の交付決定を令和8年度に予定している場合、国からの交付決定は令和8年度に行われるのか。それとも令和7年度中に交付決定され、各都道府県で繰越手続を行うこととなるのか。	今回、目安額として示した額については、令和7年度中に交付決定を行うこととしており、各都道府県で令和7年度中に執行しない部分については、各都道府県で地方繰越手続を行っていただくこととなる。 なお、国において留保している額については、本省繰越を行った上で、令和8年度になってから、事業実施状況を勘案して、追加交付を行う予定としている。
7	執行事務	各施設・事業所が提出する協議・申請等の様式は示されるのか。	様式例は作成し提示させていただく予定である。

12/26発出版 【Q&A集】共通事務手続等関係

		質問内容	回答
8	執行事務	介護事業所等向け事業（補助率3/4）と、介護施設等向け事業（補助率10/10）について、申請書の受付事務等の委託を想定しているが、委託契約は1本化しても問題ないか。	受付事務等について一本化して契約等を行って差し支えない。
9	執行事務	都道府県の事務費について、10/10で補助されるとあるが、事務費の補助金額などは今後示される予定か。	都道府県事務費への補助金額については、別途、補助上限額を提示させていただく予定としている。
10	執行事務	補助金の交付事務は委託できないのか。	地方自治法上、法律等に定めがある場合を除き、公金の支出を私人に委託することが禁止されているため、交付事務そのものを委託することはできない。ただし、申請の受付、申請情報の整理、交付先や交付額のデータ作成などの交付に向けた準備等の事務については、委託可能である。
11	補助対象 経費	補助対象期間を定めていないが、いつから発生した経費を対象とすることができますか。	都道府県が事業所に内示した日以降に生じた経費を対象としている。
12	補助対象 サービス 種別	令和8年度に繰越しして執行する場合、施設定員の基準日は令和7年4月1日時点が基準となるのか。	令和7年4月1日時点の定員数と令和8年4月1日時点の定員数に著しい差が生じる場合には、個別の事情を勘案して対応されたい。
13	補助金交付	都道府県事務費の目安額は、物品と食材料費それぞれの予算の範囲で交付申請し、執行過程においても経理上の整理が必要となるのか。	両事業の経理上の区分は必要ない。 目安額は両事業の配分を示しているが、交付要綱上は一体的に整理しているため、合算した額を上限として内示、交付決定することと考えている。